

令和元年度

定期監査報告書

(一般会計・特別会計・上水道事業会計)

令和元年11月11日(月)～14日(木)実施

南阿蘇村監査委員

I 【定期監査の目的】

定期監査の目的は、『地方公共団体の財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理が、適法かつ効率的に行なわれているかどうか』を定期的に監査することにある。監査委員は、定期監査をするに当たっては、「財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理」が住民の福祉の増進に加え、最小の経費で最大の効果(地方自治法第2条第14項)が挙げられているか、組織及び運営の合理化(同条第15項)が図られているか、といった点に特に注意して監査することとされている。

「財務に関する事務の執行」とは、予算の執行、収入、支出、契約、現金及び有価証券の出納保管、財産管理等の事務の執行を包含するとされるが、執行以前の予算の編成事務、予算の議会における審議等は含まない。

「経営に関する事業」とは、病院事業や水道事業などの公営企業会計による事業のように収益性を有する事業をいい、授産施設、老人施設の経営等の収益性の観点のないものは含まれない。

「管理」とは、広く当該事業の運営全般を指している。経営に係る事業であれば、単にその財務に関する事項ばかりでなく当該事業が合理的かつ能率的に経営されているかどうかといった観点から監査を行うことができる。

II 【定期監査実施の根拠】

○地方自治法第199条第1項

監査委員は、普通地方公共団体の財務に関する事務の執行及び普通地方公共団体の経営に係る事業の管理を監査する。

○地方自治法第199条第2項

監査委員は、前項に定めるもののほか、必要があると認めるときは、普通地方公共団体の事務（自治事務にあつては労働委員会及び収用委員会の権限に属する事務で、政令で定めるものを除き、法定受託事務にあつては国の安全を害するおそれがあることその他の事由により監査委員の監査の対象とすることが適当でないものとして政令で定めるものを除く）の執行について監査をすることができる。この場合において、当該監査の実施に関し必要な事項は、政令で定める。

○地方自治法第199条第4項

監査委員は、毎会計年度少なくとも一回以上期日を決めて第1項の規定による監査をしなければならない。

○地方自治法第199条第9項

監査委員は、監査の結果に関する報告を決定し、これを普通地方公共団体の議会及び長並びに関係のある教育委員会、選挙管理委員会、人事委員会若しくは公平委員会、公安委員会、地方労働委員会、農業委員会その他法律に基づく委員会又は委員に提出し、かつ、これを公表しなければならない。

Ⅲ【監査結果報告】

令和元年度 南阿蘇村定期監査結果報告書

地方自治法第 199 条第 4 項の規定に基づき、令和元年度定期監査を実施したので、同条第 9 項の規定により報告します。

令和元年 11 月 27 日

南阿蘇村監査委員 長野 文吉

南阿蘇村監査委員 工藤 保雄

IV 【監査の方法及び監査結果】

1 監査の期間

令和元年11月11日から令和元年11月14日まで（4日間）

審査日	曜日	課名
11月11日	月	建設課・環境対策課・教育委員会・健康推進課
11月12日	火	政策企画課・総務課・会計課・次世代定住課
11月13日	水	復興推進課・農政課・議会事務局
11月14日	木	税務課・産業観光課・保育園・住民福祉課

2 監査の対象

村長事務部局、教育委員会事務局、農業委員会事務局及び議会事務局のすべて

- ① 令和元年度一般会計及び各特別会計に関する予算及び事務事業の執行状況
- ② 令和元年度上水道事業会計に関する予算及び事務事業の執行状況
- ③ 財産及び備品等の管理状況
- ④ 事務処理全般の帳簿・証憑等の整理状況
- ⑤ 基金運用状況
- ⑥ 人事管理及び組織管理

3 提出書類

- ① 各課事務分掌
- ② 予算執行状況に関する帳簿
- ③ 収入に関する調定簿
- ④ 滞納整理に関する調定簿
- ⑤ 財産・物品の管理状況に関する簿冊
- ⑥ 出勤簿・年休簿・出張命令簿・復命書に関する書類
- ⑦ その他

4 監査の方法

今回の監査は、実地監査の対象課・局・園長から令和元年度の中間期における資料の提出を求め、主として予算の執行状況、現年度事業内容、進捗状況に主眼を置いて審査し、必要に応じて関係職員に説明を受け、疑問点について質問、回答を求める方法で実施した。また、地方公営企業法の財務規定が適用されている上水道事業については、地方公営企業法第40条の2に規定を検証する方法で監査を行った。

5 監査の結果

○建設課

おおむね適正に執行されているものと認められた。

予算化されている事業の執行状況は、今年度計画された道路改良等(繰越分含む) 17 本については、11 本が工事発注済みで、その他の工事も用地買収測量設計が進められている。震災被害の大きかった7地域の村づくり協議会からの要望により59本(事業費約42億円)の小規模住宅地区等改良事業にも着手しており、26件の工事が発注されている。早期の着工、完了が待たれている。

震災関連災害復旧関連事業については260件、44億3千万円の査定を受けており、212件発注済み、工事完了193件、廃工32件で工事完了率は69%である。災害発生から4年目を迎える本年度末に向け残工事の発注と完了を目指している。

住宅係においては、既存の公営住宅や完成した復興住宅、震災仮設住宅の維持管理を行っているが、被災公営住宅の復旧工事の早期完了が待たれている。震災からの復旧、復興に向け外部より多くの支援を受けながら復旧工事が行われているが、道路等インフラ整備は復興へ最も大事な部分と考える。

○環境対策課

おおむね適正に執行されているものと認められた。

熊本地震により所管の上下・簡易水道、生活排水等、甚大な被害を受けて全力での復旧作業が行われた。水道関係の完全復旧までにはまだまだ日数を要するが、国、県、関係団体と協力して早期の復旧に努力してもらいたい。

生活排水処理事業では4月から10月までで、市町村設置型合併処理浄化槽が2基、個人設置型合併処理浄化槽が23基設置されている。

狂犬病予防の接種率が約60%であるが、老犬の生存確認と啓発活動が必要と考える。

それぞれの事業にて使用料の滞納があるが、財源確保と使用者負担の公平を期するため、尚一層の徴収努力と適切な会計処理を期されたい。

近年環境問題に対する住民の関心が強い分野であり、住民生活に密着した事業等については更なる配慮をしながら、今後とも災害復旧を始めとする諸々の課題に対処していってほしい。

○教育委員会事務局

おおむね適正に執行されているものと認められた。

教育委員会は学校教育、社会教育、社会体育、給食センター等、範囲も広く、各々の部門で将来を担う若い年齢層から生涯にわたり健康で過ごせるようにと各種の企画、イベント等幅広い分野で行われている。

学校教育部門では、教育支援センター整備支援事業や村費雇用支援員の配置等により支援の必要な児童・生徒への支援が行われている。

また、南阿蘇中学校が統合後3年目を迎えたが、3年生を対象に放課後英数教室（村営塾）が実施され、多くの生徒が受講しており成果が期待される。白水地区の3小学校統合への準備も着々と進められている。

社会教育係に於いて村民の健康に関する生活習慣やスポーツ習慣を身に付けてもらうように、体育協会、スポーツ推進委員、NPO 法人クラブ南阿蘇等と連携を図りながら、各種事業の推進に取り組んでいる。

また、人権に関する学習や各種研修会、子ども会活動等を通して、村民の豊かな心を育む活動がなされている。

熊本地震に関連しては、被災自治公民館再建支援事業で神社や公民館再建へ2件の補助金交付がなされた。

○健康推進課

おおむね適正に執行されているものと認められた。

高齢化社会の中、(7月末で、65歳以上が4,229名、高齢化率40.27%、前年度比1.0%増)住民の健康維持、管理に大きく貢献している部門である。

健康推進の面から乳幼児から高齢者まで各部門において相談事業、教室、予防事業、健診事業が実施されているが、特定健診の受診率（平成30年度46%）が伸び悩んでいる。受診率の数値が若干国民健康保険財政への影響も考えられるため、啓発活動等にて受診率の向上に努めてもらいたい。

脳内出血の受診率、診療費は県内1位となっており生活習慣病重症化予防、介護予防への取り組みが必要である。これら諸般の事情を克服しながら住民の健康管理、福祉の増進など計画的に住民が安心して暮らせる環境づくり、時代の変化にも対応できる条件整備等の推進に更なる努力を望む。

包括支援センターが民間委託（3施設）にて運営されているが、民間施設も人員不足等で厳しい状況にあり、施設の指導、監督、話し合い等を適時実施し、住民が不利益を受けることがないよう対策に努めてもらいたい。

国民健康保険、介護保険、後期高齢者医療等の保険給付費は増加傾向にあるが、関係各課との連携を密に事前の健康管理等について更なる改善、指導体制の強化に頑張ってもらいたいものとする。

また、それぞれに保険税、保険料の滞納があるが制度の運営に大きく影響を与えるものであるため収納率の向上に努めてもらいたい。

○政策企画課

おおむね適正に執行されているものと認められた。

本村の豊かな自然環境を最大限に生かし、農業体験型観光にて自然と観光をうまく連携させ、アウトドアブランド「モンベル」等とも連携しながら地方再生へつなげていく「南阿蘇アクティビティビジョン」の策定が進められており、観光交流と交流人口拡大が期待されている。

本村では、合併後村歌、統合学校の校歌等は作成されたが、盆踊り曲はなかった。この度、著名な作曲家と振付師により南阿蘇村「村民盆踊り楽曲」が作成され、村内の学校等にて披露され好評を得ている。

消費税対策として低所得者、子育て世帯対象のプレミアム付商品券が販売されているが、申請数は低調である。

○総務課

おおむね適正に執行されているものと認められた。

令和元年度年度の一般会計予算は4回の補正を行い154億9,765万円となっている。歳入の村税は10億4,233万円を見込んでおり、昨年度より2,923万円の増額となっている。

普通交付税と特別交付税については、普通交付税は前年度より増額、特別交付税は前年度より減額になる見込みである。

国県支出金は、復旧工事等の完了に伴い、前年度より25億8,745万円減の34億6,700万円が計上されている。

地方債は、震災関連事業債は減額したものの、新たな復旧事業債等により昨年度より6億6,832万円増の39億3,146万円が計上されている。

歳出は、震災関連の農災、公共災、小規模住宅改良事業、宅地復旧支援事業等で50億1,642万円が計上されている。

災害復旧工事の発注については、昨年度に比べ不調件数がかなり減少しており、

適切な工事発注が行われている。早急に災害復旧工事を完了し、住民が安心して暮らせるような生活環境を整えてもらいたい。

職員の定員管理については、目標職員数を大幅に上回っている。震災の関係で外部からの8名の応援職員がいる状況では難しいと思われるが、今年度も数名の採用が予定されており、中長期的に計画的に定員管理を行っていくべきである。また、人事評価の給与等への反映が検討されているが、一部の職員が不当な不利益を受けないように十分な検討が必要である。

防災・消防係については、震災より3年半が過ぎたが、災害復旧が完了していない危険個所がまだまだ多く残っており、避難所の整備や緊急時の避難等について住民への啓発活動を続けてもらいたい。また、今年4月より防災官が配置されており、今後の消防団の育成、職員の防災意識の向上に期待したい。

○会計課

おおむね適正に執行されているものと認められた。

基金の積立金管理運用状況等について（一般会計、特別会計）それぞれに種類別、金融機関別に区分され、詳細に理解されるよう仕分けされている。会計処理上も適正に管理されている状況にある。基金の部門別の内訳は、一般基金15基金、特別会計7基金である。また、熊本地震災害の義援金、支援金の受け入れ、支払い等の管理も適正に行われていると認められる。

○次世代定住課

おおむね適正に執行されているものと認められた。

南阿蘇村内への移住希望者の定住促進を目標とした「空き家、空き地バンク」等を利用しての賃貸、売買の契約が88件（内現年度36件）されている。今後の移住希望待機者も多数あり、移住定住支援センター設置が行われた。

また、PFI方式での地域優良賃貸住宅（定住促進住宅）の検討も行われており、今後期待したい。

子育て施策に関しては、旧久木野庁舎を利用して図書室や子どもの遊び場の整備が準備されている。

また、子育て世代から選ばれる村づくりプロジェクトとして、関係各課37業務を集約したワンストップ窓口設置の検討が進められている。

○復興推進課

おおむね適正に執行されているものと認められた。

熊本地震から3年半を過ぎたが、被災者の生活再建支援を目的として、関係各課、地域支え合いセンター、社会福祉協議会、住まい相談員等にて会議を開催し被災者支援の問題解決に繋げている。

災害公営住宅4団地94戸が整備され90戸の入居があっている。仮設住宅への入居については、年度内に長陽公園団地への集約(約15世帯)予定されている。

また、宅地復旧事業については、約300件の工事が予定されているが、約8割の復旧工事が完工している。

7地区のむらづくり協議会にて、地区毎の集落の再生方針や住まいの再建等について検討、協議がなされ、小規模住宅地区改良事業の計画が作成されたが本年度より建設課にて本格的に工事に着手されている。

熊本地震から3年半が過ぎたが、まだ多くの方が不便な生活されており、早期の復旧、復興、生活再建が望まれている。

○農政課

おおむね適正に執行されているものと認められた。

農家の高齢化や後継者不足、耕作放棄地の増加など地域の抱える「人と農地の問題」を、地域で考え話し合い、地域の営農プランを作り実行していく「人・農地プラン」が管内31地区にて策定されている。しかしながら、策定から5年が過ぎ現在の状況にマッチしていない状況となっている。このため、現況把握を行った上で、中心経営体への農地の集約化に関する将来方針を作成する「人・農地プランの実質化」が本年度より2カ年間で実施される。

現状を把握した中での組織、人材育成等で活性化を図り、多部門にわたる補助、支援等で農家経営の安定を目指し、各事業が計画から実行へと実施されこれらが大きく実を結び農業の発展につながることを期待したい。

熊本地震により農地災害は、ほぼ完了または発注済みであるが、一部牧野においては、作業道の復旧が出来ず原野火入れが出来ない牧野もあり早急な復旧が待たれる。

今後、災害や後継者不足、有害鳥獣の増加等により農地、牧野、林地等の荒廃が予想される、有効な方策を検討して取り組みが必要である。

○議会事務局

おおむね適正に執行されているものと認められた。

議会に対する村民の意識（関心）も高まり、傍聴者も増加の傾向との事で好ましい状況である。正しく理解されて村の発展に協力して頂ければと願いたい。

議会日より「すいげん」での広報活動もあり、村民の理解も深まっていると思われる。

また、合併後初となる子ども議会が開催され、中学生 16 名により子ども目線での鋭い意見や政策の提言がなされている。

○税務課

おおむね適正に執行されているものと認められた。

各種、税の調定と徴収及び還付事務等については、調定簿等適正に整理されている。収納率もほぼ前年並みである。また、地方税共通納税システムの導入も予定されており納付事務の負担軽減が図られる。

滞納者への対応については、新滞納整理システム（シンク）を導入し滞納事務の簡略化が図られ、催促状、督促状、訪問等を行い、徴収計画書を作成し納税相談を実施している。これにより納税に対する理解が高まり、法的手段をとる前に自主的に納入されている滞納者もあり、少しずつではあるが納税に対する意識改革ができてきているのではと思われる。

徴収業務については、庁内各課（税、保険料、使用料、償還金等）と合同の臨戸訪問を行い納税誓約等の効果が出ている。悪質滞納者に対しては、阿蘇管内全ての市町村が一つとなって徴収する事となっている。強制的に手順を踏み（法的な裏付を整え）、差押等の執行も実施しながら職務遂行が進められている。今後とも粘り強く納税に対しての大切さを働きかけ、滞納額の減少に努力してもらいたい。

○産業観光課

おおむね適正に執行されているものと認められた。

観光は南阿蘇村の大きな柱である。南阿蘇村は自然に恵まれた水と温泉・景観と全てに自然が与えてくれた他に自慢できる条件を備えた状況にある。熊本地震により村内観光施設は多大な被害を受けたが、南阿蘇鉄道の復旧を含め将来を見据えた復旧・復興が必要ではと考える。

「ふるさと納税」は、9月末までに前年同月比160%の約5500万円の寄付があり、「ふるさとを守り育てるむらづくり」に役立っている。

観光団体、商工団体、イベント等への各種支援や地域おこし協力隊により農村地域の活性化、観光地づくりが図られている。

○保育園

おおむね適正に執行されているものと認められた。

「はくすい」、「くぎの」、「ちょうよう」の各保育園は順調に運営がなされている状況にあるが、3歳未満児の増加による保育士不足が発生し、一部で待機児童が生じている。保育士56名（職員18名、任期付4名、臨時18名、パート14名）にて保育に取り組んでいるが、今後とも子どもの健やかな成長を願っての安全な保育、指導を期待したい。

（10月現在の園児数：はくすい保育園119名くぎの保育園79名・ちょうよう保育園97名）

○住民福祉課

おおむね適正に執行されているものと認められた。

戸籍、住民票等の登録、発行業務も庁舎窓口はもちろん、白水郵便局、大津郵便局共に間違いなく執行されているが、大津郵便局の利用は減少傾向にある。

また、マイナンバーカードの交付件数は村内で955件と低調であるが、啓発活動が必要かと考える。

児童福祉に関しては、乳幼児、子ども医療の助成の入院助成限度額10万円を限度額なしとし住民への便宜が図られた。学童保育は、村内4カ所で約130名の学童保育が行われている。

今年度の出生数は昨年度を下回りそうで、出来る限りの施策にて子育て環境を整え人口減少の鈍化に努力してもらいたい。

身体的、精神的障害をもつ方々（約790名）に対しての各種支援、給付事業等実施されているが、心の悩み相談を始めとして、各々が持っている個性を尊重しながら、安心して暮らせる地域づくりを実現させるために諸々の施策にて、障害者にやさしい村づくりに努力してもらいたい。

む す び

今回の定期監査においては、令和元年度村長より提案され議決された予算の執行状況及び、各種の関係書類の整備状況等について担当課よりの説明を受けた。

熊本地震から3年半が過ぎ、復旧、復興事業も進んでいるが、まだまだ仮設住宅等で不便な避難生活されている住民の方がおられる。一日も早く完全復旧、復興、生活再建が待たれている。このような中での今回の監査であったが、年度の途中でもあり、今回は主に議決された予算の執行の動きに主眼を置き、事務的内容の概要等を審査した。

予算の執行状況については適切に処理されているが、定期監査の時点では流動的部分が多いので数値的表現は省略する。全体的には、各課、各部局とも与えられた部門での職務が忠実に進められて順調に推移していることは総合的に評価できた。予算の歳入、歳出の執行については担当者から課長までしっかり検収し、歳入の早期把握、歳出の節減に努め、慎重な執行をお願いした。

歳入については、自主財源の村税の増収が復調傾向ではあるが、大きな増収は期待出来ない。交付税の減額も想定されており厳しい財政状況が続くと考えられる。また、厳しい財政状況下に於いて予算編成された本年度予算だが、各部門での繰越事業を含む災害復旧、復興事業が順調に進み歳出は増加しており、各部門においては国、県よりの補助金、地方債の早期受け入れに努力すべきと考える。

最後に、国内外の状況は何かと難しい問題を山積みになっているなか、震災よりの一日も早い復旧、復興が望まれるが、まだまだ先行不透明な部分が多い状況である。村に於いては諸般の動きに配意しながら臨機応変に対処することが出来る体制づくりを日頃から構築して今後とも透明度の高い行政運営がなされ、活力ある住みやすい村づくりに繋がるよう邁進されることを期待しながら結びとする。